

資料の転載・複製その他一切の二次利用はお控えください

デジタルプラットフォーム整備における 災害時の行政発信情報の集約と公表の在り方

ぼうさいにきたい2023セッション
「防災情報のデジタル化(防災DX)はどう進んでいくのか」

2023年9月17日

銀座パートナーズ法律事務所 弁護士・博士(法学)・気象予報士

岩手大学地域防災研究センター客員教授

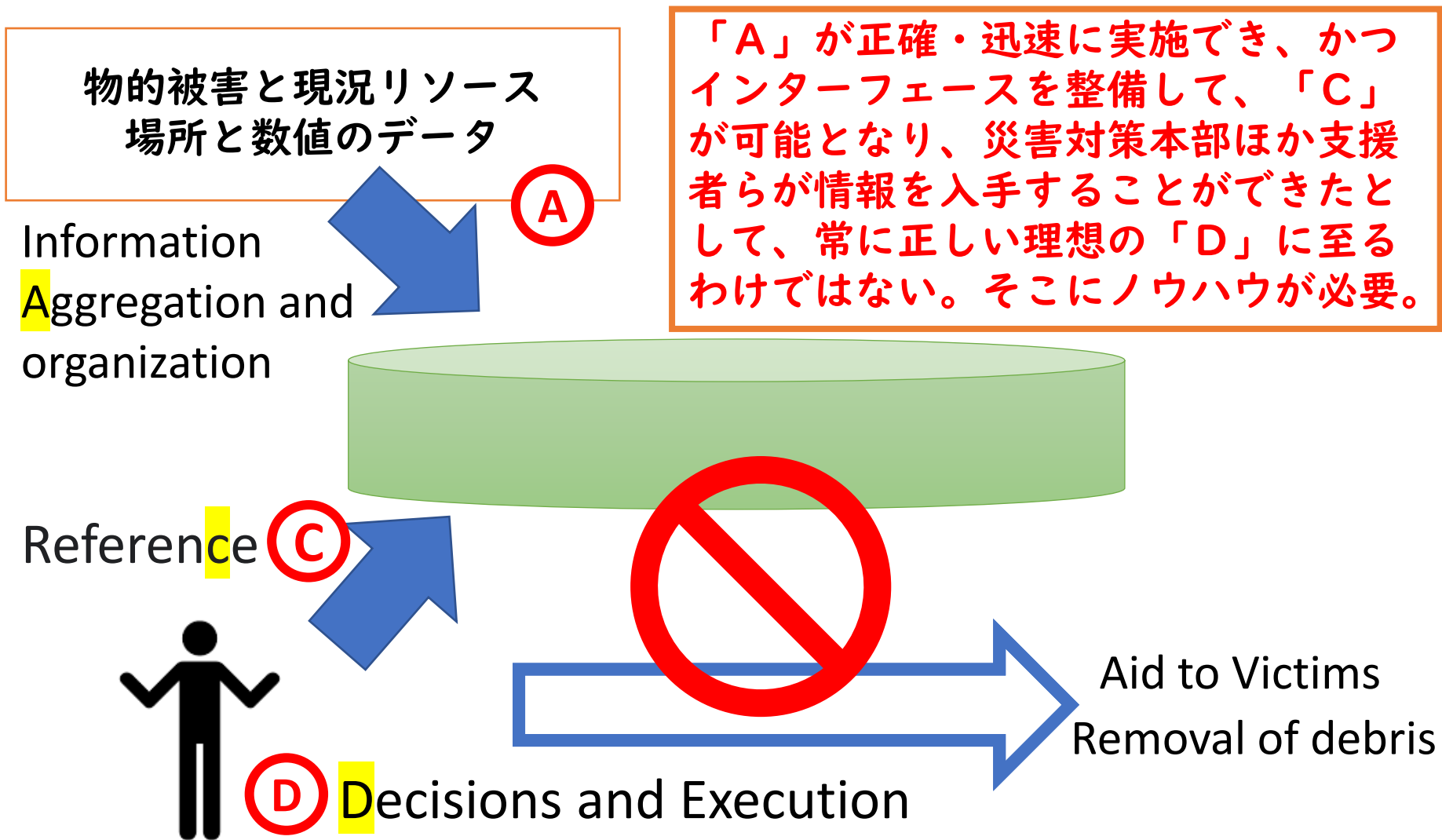
北海道大学公共政策学研究センター上席研究員

人と防災未来センター特別研究調査員

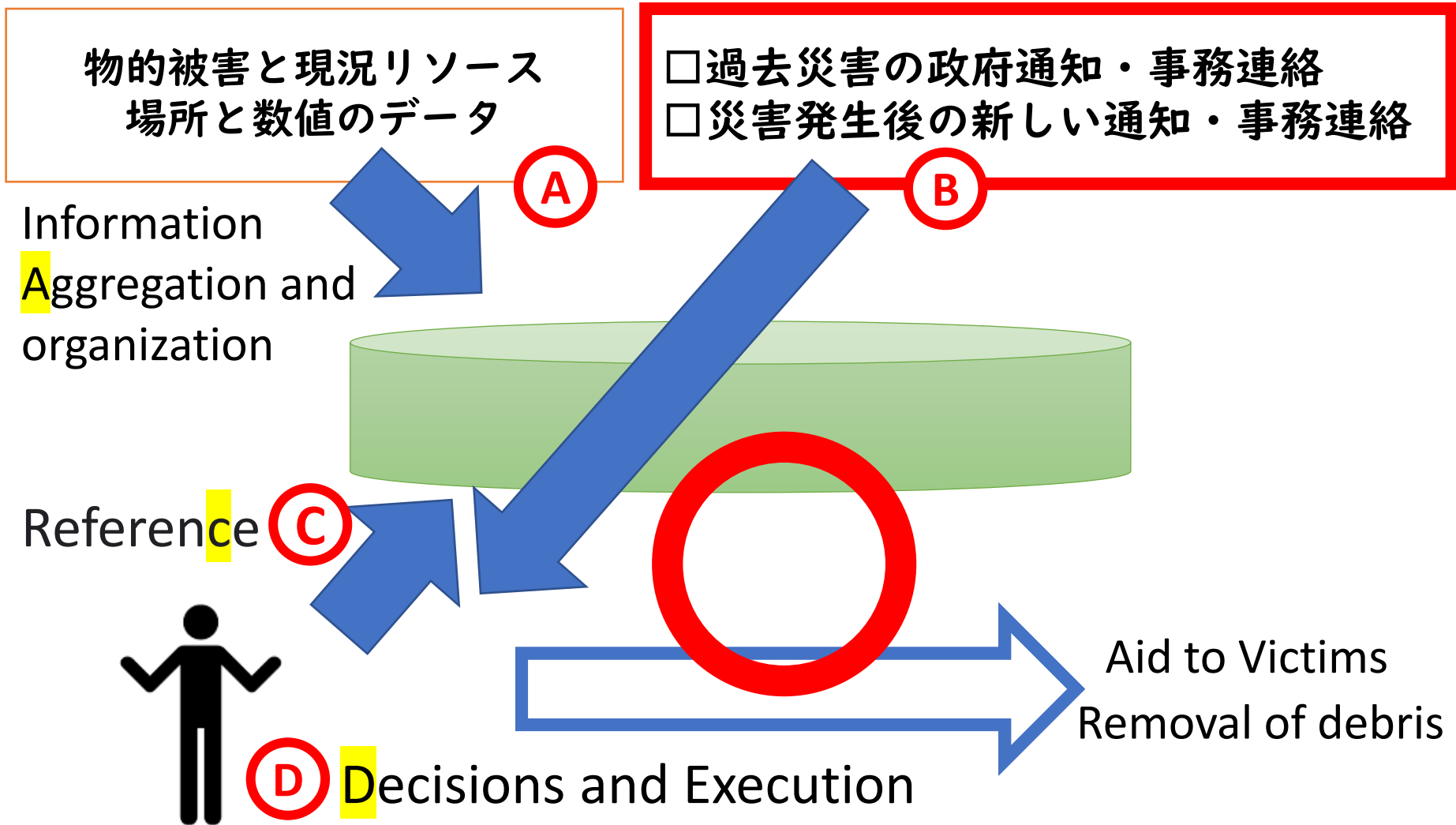
岡本 正(Tadashi Okamoto)



データプラットフォームは災害発生後の意思決定支援ツールとしても機能しなければならない



データプラットフォームは災害発生後の意思決定支援ツールとしても機能しなければならない



Webサイト等による行政情報の提供・利用促進に関する基本指針

2015年3月27日、各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議は「Webサイト等による行政情報の提供・利用促進に関する基本的指針」を決定し、総務省にて公表。

I Webサイト等により提供する情報の内容

1 行政の諸活動に関する情報

以下の情報については、国民、企業等第三者に不利益が生じ又は行政活動に重大な支障が生じるおそれがある場合等を除き、積極的に提供する。（略）

④ 所管する法令（法律、政令、勅令、府令、省令、規則）、告示・通達（法令等の解釈、運用の指針等に関するもの）その他国民生活や企業活動に関連する通知等（行政機関相互に取り交わす文書を含む。）の一覧及び全文（法令の全文については、法令データ提供システムの活用を図ることとする。）

通知事務連絡のアーカイブ・更新・公開

通知や事務連絡が行政内部での情報流通に止まらず、公開されるべきである理由とその意義。

1. 国民への情報提供を通じ、政策の周知が図られる。
2. 政策の推進を図る様々なアクター・ステークホルダーが政策の推進に協力したり、参加したりすることができる。
3. 他の類似政策にも応用することができる（例えば、大規模災害の対応を新型コロナウイルス感染症対策に応用した事例は多数あるが、外部専門家からの指摘やアドバイスによって施策実行に踏みきることができた事例もある。）

通知事務連絡のアーカイブ・更新・公開

□過去の災害（少なくとも災害救助法適用災害はすべて）において、内閣府をはじめ政府が災害対応のために発信した実績のある通知、事務連絡、お知らせの一切について、遡ってアーカイブする。当時の支援情報である断り書きをつけたうえで、過去の知見として誰もがキーワードや関係法令、関係部署名などでテキスト検索し、参照できるようにする。

□災害がおきた後に、その時の最新の知見に照らして発信された災害対応のための通知、事務連絡、お知らせの一切について、可能な限りリアルタイムで、かつ網羅的に（任意に取捨選択しない）データベースに取り込み、最新の知見として誰もがキーワードや関係法令、関係部署名などでテキスト検索し、参照できるようにする。

通知事務連絡のアーカイブ・更新・公開

□集約された情報を参照するものは、被災地職員ではなく、被災地を支援する応援職員、都道府県、内閣府ほか政府担当者、専門支援を行うボランティア、事業者や日被災者を支援する専門士業らを想定。そのため、通知等のアーカイブや更新情報は、全国民に向けてオープンにされるべき情報と考えられる。

□通知等情報のアーカイブと交信は、「見落とし」による支援漏れ（例：災害救助法の柔軟運用で物資支援が拡充されているのにある市では予算がないと判断してしまって実施できなかった）を防ぐために不可欠。

通知事務連絡のアーカイブ・更新・公開

【災害救助法の場合】

- 災害救助法
- 災害救助法施行規則
- 災害救助法施行規則ほかその他の内閣府規則
- 告示（一般基準）
- 各種「取扱指針」や「運営ガイドライン」

+

□災害時に発信される通知・事務連絡（過去／現在）

←公開プロセスが内閣府の庁内ルティーンにないため、これらが一部についてはブラックボックス化している。特に、通知の発信ルーツが、『内閣府→被災都道府県宛』であることから、外部支援者らが最新の通知・事務連絡を参照できておらず、結局のところ、支援漏れ、支援の行き違いがおきている。

内閣府（防災担当）におけるケース

2016年4月14日に熊本地震が発生（震度7）、16日にも震度7の地震が発生した。

内閣府から自治体への通知は「平成28年熊本地震における被災者支援の適切な実施について」（平成28年4月15日府政防第577号）が九州全土と愛媛県へ、「避難所の生活環境の整備等について（留意事項）」（平成28年4月15日府防第582号）は熊本県へ、「平成28年熊本地震による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令」について」（平成28年4月28日府政防第608号外）は熊本県及び大分県へ、「平成28年熊本地震に係る災害救助法上の留意事項等」

（平成28年5月2日事務連絡）は熊本県へ、「農地等を応急仮設住宅の用に供するために一時使用する場合の贈与税の納付猶予等の特例措置の適用について」（平成28年5月20日事務連絡）は熊本県、熊本県内市町村、大分県及び大分県内で全壊・半壊の被害が報告されている市町村へ、「罹災証明書に関する被害認定の第2次調査の周知等留意事項について」（平成28年5月30日事務連絡）は、熊本県、熊本県内市町村、大分県及び大分県内で全壊・半壊の被害が報告されている市町村へ、「被害認定調査及び罹災証明書交付に係る留意事項について」は、熊本県、熊本県内市町村、大分県及び大分県内で全壊・半壊の被害が報告されている市町村へ、発出されていた。（続く）

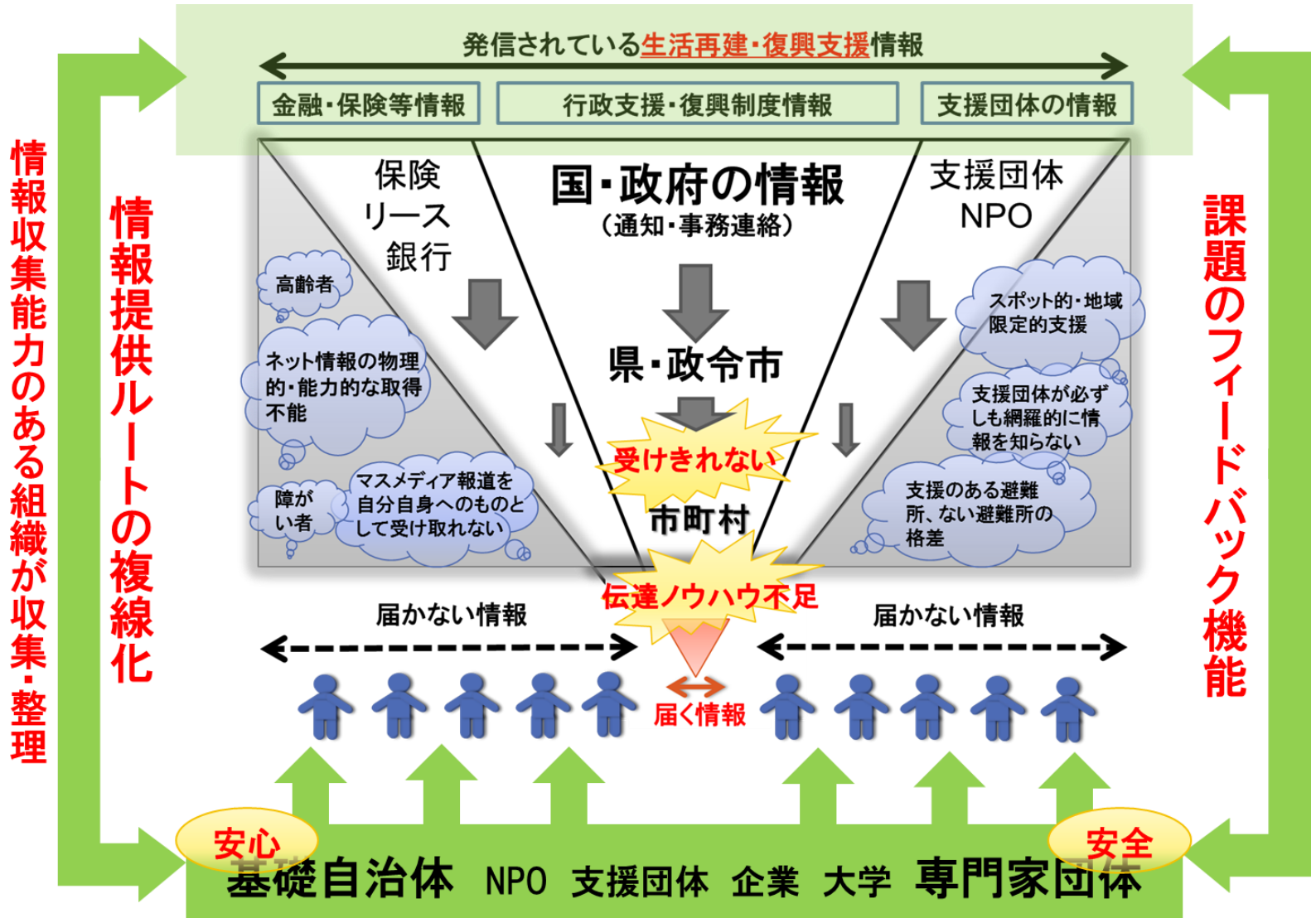
内閣府（防災担当）におけるケース

これらの通知は、内閣府（防災担当）のホームページには掲載されず、読売新聞が2016年6月1日（水）の朝刊で「家屋の地盤沈下 配慮を 罹災巡る判定 国、自治体に通知」と報道したにもかかわらず、この時点では当該通知は公表されていない状態が続いていた。熊本地震における内閣府の通知や事務連絡が公表されたのは、2016年7月4日（月）になってからであった。

このことによって、被災地で支援を行っている人々は、通知を知らずに混乱することになった。被災者への支援対応が遅延することになったのはいうまでもない。…地方公共団体へ発出された通知等は直ちにホームページに掲載すべきである。

（室崎・幸田・佐々木・岡本『自治体の機動力を挙げる 先例・通知に学ぶ 大規模災害への自主的対応術』（第一法規・2018年）より抜粋）

復興情報の整理・提供ルート複雑化



法適用状況の視覚化とアーカイブ

●必須となる情報

- 災害救助法適用エリア
- 被災者生活再建支援法適用エリア
- 激甚災害法適用エリア
- 特定非常災害特別措置法適用エリア
- 総合法律支援法災害特例適用エリア

●共通の留意点

- 開始年月日・適用終了年月日のあるものはその記述
- 終了後も必ずアーカイブ化（運用は続くため必須）
- 視覚的マッピングのみならず一覧出力の簡易化も不可欠

その他の災害対応の視覚化

●必須となる情報の例（『被災したあなたを助けるお金とくらしの話増補版』参照）
（行政機関）

- 金融関係省庁による「災害時の金融上の措置」
- 厚生労働省による「保険証紛失と保険診療」
- 総務省による「通信事業者が行う消費者向け支援」
- 経済産業省・中小企業庁による「支援5点セット」
- 自然災害債務整理ガイドライン運営機関の周知啓発

（民間事業者）

- 銀行や保険会社による照会制度・支払猶予措置
- 通信事業者による支援措置・支払猶予措置
- その他公共インフラ企業による支援措置・支払猶予措置
- 専門士業の無料相談窓口・災害ADRの利活用

災害ケースマネジメント

防災基本計画（令和5年5月改訂）

地方公共団体は、平常時から、被災者支援の仕組みを担当する部局を明確化し、地域の実情に応じ、災害ケースマネジメント（一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取組）などの被災者支援の仕組みの整備等に努めるものとする。

災害ケースマネジメント実施の手引き（令和5年3月）

被災者一人ひとりの被災状況や生活状況の課題等を個別の相談等により把握した上で、必要に応じ専門的な能力をもつ関係者と連携しながら、当該課題等の解消に向けて継続的に支援することにより、被災者の自立・生活再建が進むようマネジメントする取組

災害復興法学

An Encouragement of Disaster Recovery and Revitalization Law

岡本 正
Tadashi Okamoto



2014年 慶應義塾大学出版会

参考文献

この国の未来を担うあなたへ
これは被災地4万人の
声が導いた、
復興政策の軌跡と
未来への道標である



【主要目次】

第1部 巨大災害時のリーガル・ニーズ

- 第1章 東日本大震災無料法律相談情報分析結果
- 第2章 東日本大震災のリーガル・ニーズの視覚化

第2部 東日本大震災と復興政策の軌跡

- 第1章 被災者どうしの紛争、話し合いによる解決
- 第2章 行方不明と死亡の狭間で揺れる遺族
- 第3章 破産できない! 新たな債務整理制度
- 第4章 きょうだいは家族か マイノリティ・リポートが導く真実
- 第5章 復興を阻害する古法の適用に待った!

- 第6章 いのちを奪うか、救うか、マンション法制のこれから
- 第7章 個人情報個人を救うためにある
- 第8章 未来に残せ、地域の個人情報利活用術
- 第9章 100万件の紛争を法律家の手で解決せよ
- 第10章 絶望を希望に変える情報を伝えるために
- 第11章 既成概念を打ち破る新しい法律・法改正

第3部 危機管理の新デザイン

- 第1章 地域ごとの復興政策モデル
- 第2章 南海トラフ地震・首都直下地震に備えるデータの活用

この国の未来を担うあなたへ
復興政策の軌跡は、
未来をつくる希望の種になる。

2018年 慶應義塾大学出版会

【主要目次】

プロローグ 復興から復興へ

第1部 災害時のリーガル・ニーズに学ぶ生活再建の知識の備え

- 第1章 東日本大震災「リーガル・ニーズ・マップ」
- 第2章 新しい防災教育 生活再建の「知識の備え」

第2部 復興政策の軌跡 大災害を教訓とした新制度の誕生

- 第1章 住まい(1) 所有者不明土地の高台移転・復興事業を加速せよ
- 第2章 住まい(2) 二重ローン問題は終わらない
- 第3章 住まい(3) マンションに救助はやって来るか
- 第4章 家族の生活(1) 災害関連死と家族の二重苦に終止符を
- 第5章 家族の生活(2) 災害救助法を徹底活用せよ
- 第6章 家族の生活(3) 半壊の涙、境界線の明暗
- 第7章 地域と情報(1) 津波犠牲者訴訟と安全配慮義務
- 第8章 地域と情報(2) 続・個人情報個人を救うためにある
- 第9章 地域と情報(3) 必要な情報を必要なところへ

第3部 復興から防災へ 復興の叡智を未来の防災政策に

- 第1章 東日本大震災「復興期」のリーガル・ニーズ
- 第2章 熊本地震と新たな復興モデルの認識
- 第3章 広島土砂災害にみるリーガル・ニーズの普遍性
- 第4章 復興・復旧から防災・減災へ

エピローグに代えて

～2015年ネパール地震:カトマンズ講演に込めた「レジリエンス」の思い～

参考文献



災害復興法学 II

An Encouragement of Disaster Recovery and
Revitalization Law II

岡本 正

Tadashi Okamoto



公共政策×復興
×防災・減災

慶應義塾大学屈指の人気講座の続編が
4年の歳月を経てついに刊行

復興の智慧を次なる復興に

被災者の「声」を防災・減災教育へ繋ぐ

東日本大震災4万件、
熊本地震1万2千件、
広島土砂災害250件の
リーガル・ニーズを徹底解析。
「リーガル・レジリエンス」の
獲得を目指して
新たな防災教育をデザインする。

慶應義塾大学出版会 定価(本体 2,800円+税)

声は届く、ともに歩んでいこう。

参考文献

2018年 勁草書房（KDDI叢書）

- 第1章 災害復興法学の体系化を目指して
- 第2章 災害時の無料法律相談分析の意義と災害復興法学に関する先行研究
- 第3章 東日本大震災無料法律相談情報分析結果
- 第4章 広島市豪雨災害無料法律相談情報分析結果
- 第5章 熊本地震無料法律相談データ分析結果
- 第6章 リーガル・ニーズの分析と災害復興政策の実現
- 第7章 分野横断的な復興政策モデルの構築
- 第8章 災害復興法学の実践
- 第9章 考察
- 第10章 結論と展望



KDDI
総合研究所
叢書

災害復興法学 の体系

リーガル・ニーズと復興政策の軌跡

[著]
岡本 正



勁草書房

法制と現場の乖離を克服する方向を
見いだした好著。心から一読を薦めたい。

—— 室崎益輝 (神戸大学名誉教授・兵庫県立大学減災復興政策研究科科長)

解釈論と立法論とを総合する新しい法律学。
その道標となる画期的な成果が生まれた。

—— 北居 功 (慶應義塾大学大学院法務研究科委員長)

keiso shobo

【受賞御礼】日本公共政策学会
2019年度学会賞『奨励賞』

図書館のための 災害復興法学入門

新しい防災教育と生活再建への知識

岡本 正



防災のために図書館ができることのすべて

いざというときのために、

法律と図書館を自分と地域の味方にする具体的な方法

図書館はやはり「学びの場」——野末俊比古(青山学院大学教授
図書館長)

樹村房

2019年 樹村房

参考文献

図書館はやはり 『学びの場』

- 第1部 「知る」
- 第2部 「伝える」
- 第3部 「つくる」

災害が起こったとき、不安を抱える被災者の生活再建のために、図書館が担える役割とは何でしょうか。「生活再建への知識」「備えの防災教育」をキーワードに、地域を支える情報拠点であり、だれにでも開かれた生涯学習の場である図書館へ。

玉有朋子先生による
ファシリテーション・
グラフィックも掲載!



参考文献

2019年 第一法規

○被災時の緊急対応、復旧、復興に必要な各種特例措置の先例・通知を示す実務解説書。

○膨大な通知等を精選し分野ごとに整理・分類して解説。被災時に自治体が自主的にとるべき措置がカテゴリー別にわかる。

○各種特例措置について、その意義や法的な根拠・解釈（法的評価）、具体的な活用法についても解説。

○巻末には約1,140通の大規模災害時の通知等のタイトル一覧を収録。



先例・通知に学ぶ

自治体の
機動力を
上げる

大規模災害への 自主的対応術

室崎益輝 幸田雅治 著
佐々木晶二 岡本正

災害時に求められるのは迅速な対応。
本書には国の通知など自治体の
初動時の知恵と教訓が満載です。

京都大学名誉教授 村松 岐夫

第一法規

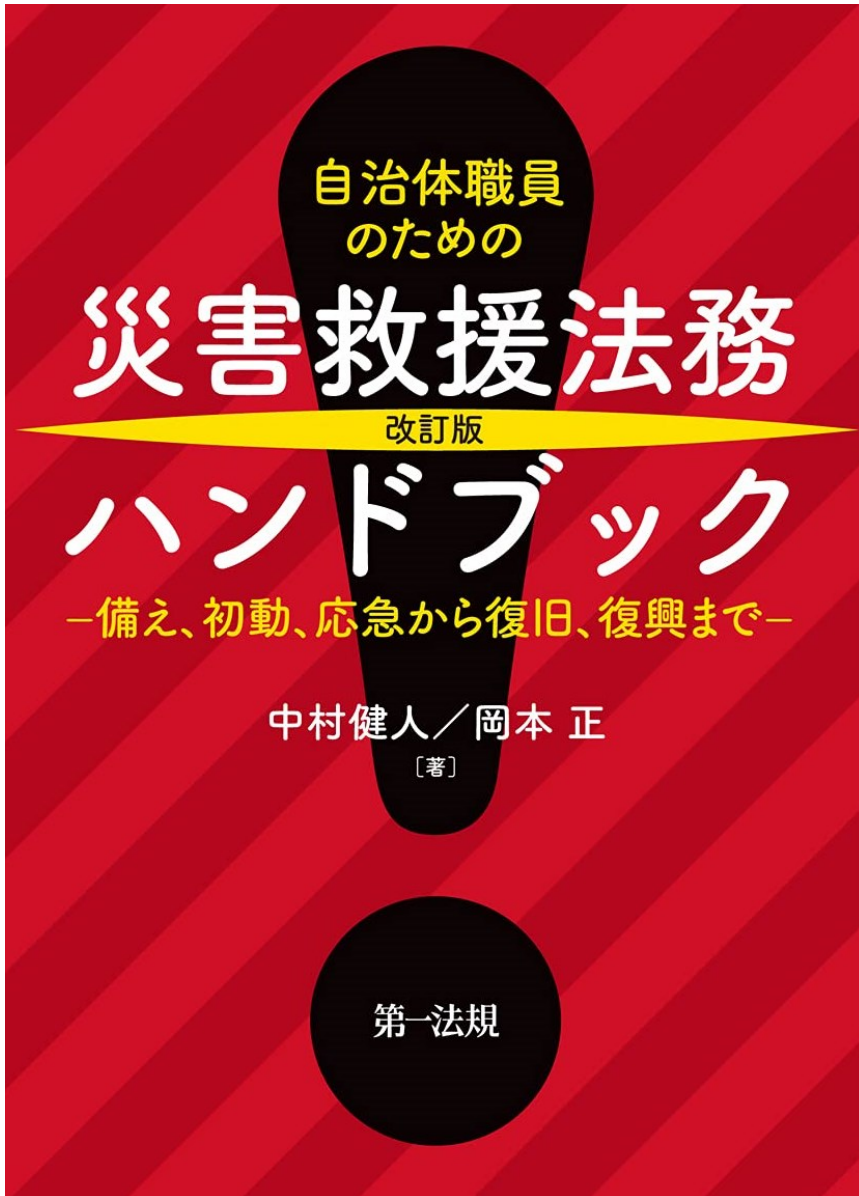
【自治体職員必携！！】

自治体職員の事前の備え、初動、応急、復旧、復興まで、各場面で自治体職員がやるべきことを時系列で示す。

自治体職員が平常時の予習、準備や、災害対応時にも携帯することを想定。

【岡本全勝・元復興次官推薦！】

どこでも起きる
大災害。
全ての自治体職員に
学んで欲しい。



防災・減災の 法務

事業継続のために
何をすべきか

中野明安・津久井進 編

岡本 正・今田健太郎・

籠山史明・岩淵健彦・

野村 裕・永野 海

『BCP』という言葉にピンと
こない方は、ぜひ、
この本を読んでください。

災害に遭っても事業を継続するために何をすべきか？

地震、台風、水害から新型コロナウイルスへの対応まで、

経験豊富な弁護士が実践的に解説。

有斐閣

2021年3月 有斐閣



参考文献

自然災害から企業を、従業員を、お客様を守りたい
でもどんな対策をすればいいのかわからない——

そのような悩みを持つ中小事業者に向けて
災害法務に精通した弁護士が
事前の備えと災害発生後の対応について
法的根拠を示しながら具体的に解説

第1部 災害法務の視点

第1章 BCPへの理解と人材育成

第2部 場面別 災害対応の法律問題

第2章 従業員・労働者との関係

第3章 株主・オーナー経営者との関係

第4章 取引先・顧客との関係

第5章 近隣・来場者・地域との関係

第6章 事業の再生

第7章 企業以外の組織における対応

第8章 企業をとりまく人々との連携

第3部 災害法務の実践

第9章 BCPの策定

資料編

参考文献



平時からの備えて住民の命を守る！
災害対策に個人情報利活用の重要性を加えた唯一の書！

◆令和3年5月に改正災害対策基本法が施行され、一人一人の「個別避難計画」の作成が市町村の努力義務とされました。⇒ベースとなる「避難行動要支援者名簿」については、約99%の自治体で策定済みですが、この名簿をもとに作成する個別避難計画をどのように活用して防災につなげていくのか、同時期に大幅に改正された個人情報保護法にある個人情報の利活用をどう反映させていくかが課題になっています。

◆「個別避難計画」を作成または作成後も、「抜け・漏れ・落ち」は本当はないか、個人情報を絡めた対応はできているかなど、より実効性の高い計画に「なっている」「なっていく」を確認・理解しながら活用するために8つのステップを通してより深い理解を得ることができます。

◆住民に直接関わる福祉専門職（ケアマネジャー等）や民生委員・児童委員、自主防災組織や自治会・町内会関係者、防災士なども、本書を活用してそれぞれの役割を再認識できます。

個別避難計画作成と チェックの8Step

災害対策で押さえておきたい
個人情報の活用と保護のポイント

関西大学 社会安全学部教授 弁護士 山崎 栄一
弁護士 岡本 正
弁護士 板倉 陽一郎 [著]



平時からの備えて命を守る

計画づくりの基礎から作成後の
実践までがステップでわかる！

ぎょうせい

2023年7月 ぎょうせい

岡本 正 (Tadashi OKAMOTO)

略歴・全業績アーカイブ
(岡本正ウェブサイト)



主な論文・専門誌記事
(CiNii)



researchmap
(岡本正)



SYNODOS
(寄稿／取材／対談)



弘文堂スクエア連載
(新型コロナと災害復興法学)



Yahoo!ニュース
(個人オーサー)

